



平成 19 年 12 月 25 日

各 位

会 社 名 株式会社バーテックス スタンダード

代表者名 代表取締役社長 長谷川 淳

(J A S D A Q ・ コード 6821)

問合せ先

役職・氏名 取締役 根岸 良直

電話 (03) 5725-6112

当社株式及び新株予約権に対する公開買付期間延長等のお知らせ

株式会社バーテックス スタンダード（本社：東京都目黒区、社長：長谷川 淳）株式及び新株予約権の株式会社M I（東京都千代田区、代表取締役：マーク・エフ・ムーン）による公開買付に係る買付期間の延長等に伴い、本日、株式会社M I が「株式会社バーテックス スタンダード株式及び新株予約権に対する公開買付期間延長等のお知らせ」を公表しましたので、お知らせいたします。

記

（ご参考）「株式会社バーテックス スタンダード株式及び新株予約権に対する公開買付期間延長等のお知らせ」

以 上

平成 19 年 12 月 25 日

各 位

会 社 名 株式会社M I
代 表 社 名 代表取締役 マーク・エフ・ムーン
問い合わせ先 ダニエル ゲルマン
電 話 番 号 0 3 (6 4 0 8) 5 4 2 0

株式会社バーテックス スタンダード株式及び新株予約権に対する
公開買付期間延長等のお知らせ

当社は、株式会社バーテックス スタンダード（以下「対象者」といいます。）の株式及び新株予約権の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に係る買付け等の期間の延長（以下「本延長」といいます。）等を下記のとおり行いますので、お知らせいたします。

これに伴い、当社による平成 19 年 11 月 6 日付の公開買付開始公告（電子公告（電子公告アドレス <https://info.edinet.go.jp/EdiHtml/main.htm>）を行い、その旨を同日付の日本経済新聞に掲載しています。）につき、平成 19 年 12 月 25 日付公開買付条件等の変更の公告（電子公告（電子公告アドレス <https://info.edinet.go.jp/EdiHtml/main.htm>）を行い、その旨を日本経済新聞に今後遅滞なく掲載する予定です。）をいたしましたので、併せてお知らせいたします。

なお、現在までの応募株券等の総数は、約 123 万株で、対象者の発行済み株式総数の約 17%（小数点以下四捨五入）です。現在までの応募株券等の総数には、本公開買付けに応募することに合意している東幸技研株式会社及び長谷川淳氏の保有する対象者株式は含まれておりません。また、現在まで新株予約権の応募はありません。上記応募株券等の総数は、現時点において実務上把握可能な概数です。

記

1. 買付け等の期間の延長の理由

当社の発行済株式の全てを間接的に保有している米国デラウェア州法人であるモトローラ・インクが、平成 19 年 12 月 6 日、米国の 1976 年ハート・スコット・ロディノ反トラスト改善法（その後の改正法を含む。）に基づき、米国司法省反トラスト局及び米国連邦取引委員会（以下併せて「反トラスト局等」といいます。）に対し、企業結合に関する届出を提出し、反トラスト局等が平成 19 年 12 月 19 日に法定の待機期間の早期終了を決定し、待機期間が終了したこと、同社が平成 19 年 11 月 16 日、欧州委員会の 2004 年 1 月 20 日付の欧州委員会規則 2004 年 139 号に基づき、欧州委員会に対し正式な通知を提出し、欧州委員会が平成 19 年 12 月 21 日付で本公開買付けの実行を承認したこと、及び同社が平成 19 年 11 月 14 日、中華人民共和国にて 2006 年に公布された外国資本による中国企業の合併・買収に関する規程に基づき、中華人民共和国の商務部及び国家工商行政管理局に対して独占禁止に関する調査申請書を提出し、平成 19 年 12 月 19 日に法定の待機期間が終了したこと、並びに平成 19 年 12 月 25 日付で対象者の第 53 期中（自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 9 月 30 日）半期報告書が提出されたことに伴い、当社は、平成 19 年 12 月 25 日、公開買付届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出することとなりました。したがって、当社は、金融商品取引法第 27 条の 8 第 8 項に従い、公開買

付期間を延長するものであります。

2. 買付け等の期間の延長及び決済開始日の変更の内容

①買付け等の期間

[変更前] 平成19年11月6日(火曜日)から平成19年12月26日(水曜日)まで(35営業日)

[変更後] 平成19年11月6日(火曜日)から平成20年1月15日(火曜日)まで(44営業日)

②決済の開始日

[変更前] 平成20年1月8日(火曜日)

[変更後] 平成20年1月22日(火曜日)

3. その他

本延長がなされる以前に既に応募された株券等についても、本延長後の買付条件等により買付けを行います。

以 上